

北上市消防団員の休団制度の導入について

消防団員が転勤や育児、介護等のやむを得ない事情により、一定期間消防団活動に従事できなくなったとしても、その事情の解消後に身分を確保しつつ復職できるように休団制度を導入しようとするもの。

1 制度導入の背景

- ・消防団員の確保に向けた施策として消防庁から「休団制度の活用」について検討するよう求められている。(令和2年12月15日付け消防庁長官通知)
- ・今年度、休団に関する相談が2件あった。
- ・今年度消防団を対象として実施したアンケートの結果、休団制度の導入が必要だと感じたことがあったと回答した者が約半数であった。(被用者の割合が高くなり、県外へ転勤を命じられるケースが増えていることに起因するものと思われる。)

【参考】

①消防団員数等

	団員数	平均年齢	被用者の割合
H25	990名	41.9歳	72.9%
R4	890名	44.7歳	85.7%

②消防団に対するアンケート結果

『これまで休団制度が必要だと感じたことのある割合』・・・**46.1%**
※各分団長、副分団長及び部に対して実施(回収率82%)

2 導入による効果等

やむを得ない事情により消防団活動をできなくなった消防団員が、休団制度を活用することで、退団せず復職可能となり、団員減少抑制の一助となる。

3 他市の導入状況

自治体名	制度の有無	休団中の団員数	休団理由
盛岡市	無	—	—
花巻市	有	2名	転勤
奥州市	無	—	—
一関市	無	—	—
遠野市	無	—	—
宮古市	有	2名	転勤、病気

4 主な内容(案)

消防団員が転勤や育児、介護等のやむを得ない事情により願い出た場合、休団することができる。

- ・3年を超えない範囲内で消防団活動の休止することができる。また、必要と認められる場合は延長することができる。
- ・休団中の団員が復帰したときの階級は、休団時に有していた階級とする。
- ・休団期間中は報酬を支給しない。
- ・休団期間は退職報償金算定の期間に含めない。

5 これまでの経過

R4.11-12 アンケート実施、消防団幹部に説明

6 今後のスケジュール

R5.2月中旬 方針決定(庁議)・法規審査幹事会・法規審査委員会
3月 市議会通常会議(条例一部改正)
4月 制度運用開始